

佐賀中部広域連合公告第4号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び佐賀中部広域連合財務規則（平成11年佐賀中部広域連合規則第12号）第83条の規定により次のように公告する。

令和7年7月23日

佐賀中部広域連合長 坂 井 英 隆

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 佐賀広域消防局多久消防署改修（機械）工事
- (2) 工事場所 佐賀県多久市北多久町 地内
- (3) 予定工期 契約締結の日から令和8年11月13日まで

2 工事の概要

佐賀広域消防局多久消防署改修（機械）工事

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 佐賀市、多久市、小城市、神崎市又は吉野ヶ里町における入札参加資格審査の結果、令和7年度に管工事の工種に資格があると認められた者であって、佐賀市内、多久市内、小城市内、神崎市内又は吉野ヶ里町内に本店を有しているものであること。

イ 管工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了していないこと。

ウ 最新の総合評定値通知書における管工事の総合評定値が800点以上であること。

エ 社会保険等（健康保険、厚生年金及び雇用保険）に加入していること（適用除外者を除く。）

オ 同一の案件に係る他の入札参加申請者と次に掲げる一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと。

(ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

(ウ) 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2

条第3項第3号に規定する役員のうち、aからeまでに掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

a 株式会社の取締役。ただし、次の(a)から(d)までに掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないとされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(オ) (ア)から(エ)までに掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

カ この公告の日から開札の日までの間のいずれの日においても、佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。）、多久市、小城市、神崎市又は吉野ヶ里町からの指名停止措置又は指名回避措置を受けていないこと。

(2) 入札参加資格を有する者が、当該申請を行った後、(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。

(3) 提出期限までに提出書類を提出しない者は、入札に参加できない。

4 入札参加申請及び入札の同時実施

入札参加を希望する者は、入札参加申請及び入札を同時に行うこと。

5 入札参加申請書、入札書等の提出方法

入札参加を希望する者は、(1)に掲げる提出書類を郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する書留（一般書留又は簡易書留に限る。）で提出すること。直接持参その他の方法による提出は認めない。

(1) 提出書類

ア 条件付一般競争入札参加申請書（外封筒に封入することとし、中封筒には封

入しないこと。)

イ 入札書及び工事費内訳明細書（中封筒に封入して封印をすることとし、中封筒の寸法は長形 3 号より大きくてもよい。）

ウ 最新の総合評定値通知書の写し（外封筒に封入することとし、中封筒には封入しないこと。）

エ 社会保険等（健康保険、厚生年金及び雇用保険）の加入についての誓約書（外封筒に封入することとし、中封筒には封入しないこと。）

(2) 提出期限 令和 7 年 8 月 1 9 日（火）必着

(3) 提出先 郵便番号 8 4 0 - 8 5 0 1

佐賀市栄町 1 番 1 号

佐賀市総務部契約監理課

(4) 提出時の注意

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に 1 1 0 分の 1 0 0 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

6 開札を行う日時及び場所

(1) 日時 令和 7 年 8 月 2 1 日（木）午前 9 時 3 0 分

(2) 場所 佐賀市栄町 1 番 1 号

佐賀市役所（総務部契約監理課）

7 設計図書等の交付場所及び期間

電子情報を保存できる記録媒体（C D - R（ケース入り））を持参すること。

(1) 場所 佐賀市栄町 1 番 1 号

佐賀市役所（建設部建築住宅課）

電話 0 9 5 2 - 4 0 - 7 1 6 7

(2) 期間 令和 7 年 7 月 2 3 日（水）から令和 7 年 8 月 1 9 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時まで（佐賀中部広域連合の休日を定める条例（平成 1 1 年佐賀中部広域連合条例第 2 号）第 2 条に規定する広域連合の休日を除く。）とする。

8 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問期限 令和 7 年 8 月 6 日（水）

(2) 質問先 佐賀市建設部建築住宅課

メールアドレス kenchikujutaku@city.saga.lg.jp

(3) 回答方法 令和 7 年 8 月 8 日（金）午前 9 時から佐賀市建設部建築住宅課において公表する。

9 入札参加資格の確認等

入札参加資格がない者には令和7年8月20日（水）までに電話で連絡する。

1 0 入札保証金

免除

1 1 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。

1 2 予定価格

予定価格は、落札者の決定後に公表する。

1 3 最低制限価格

(1) この公告に係る入札については、最低制限価格を設定する。

(2) 最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税を含まない。）に100分の92を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(3) 最低制限価格に満たない価格により入札を行った者は、落札者に決定しない。

1 4 同日落札制限

(1) この公告に係る案件は、同日落札制限を設定する。

(2) 本案件と同日に開札する管工事を要件とする一般競争入札（案件が災害復旧工事であるものを除く。）において、本案件より先に開札する案件を落札した者で、本案件において、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当するものは、本案件の落札者に決定しない。

ア 本案件より先に開札する案件を落札した者が特定建設工事共同企業体の場合

(ア) 当該特定建設工事共同企業体の構成員を含む特定建設工事共同企業体

(イ) 当該特定建設工事共同企業体の構成員

イ 本案件より先に開札する案件を落札した者が単体企業（共同企業体でないものをいう。以下同じ。）の場合

(ア) 当該単体企業を含む特定建設工事共同企業体

(イ) 当該単体企業

1 5 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

(1) 当該入札に係る入札参加資格者でない者

(2) 当該入札を行った後、開札の時までに3(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった者

(3) 当該入札について不正行為を行った者

(4) 入札書及び工事費内訳明細書の中封筒に入れていない者

(5) 工事名及び入札参加者の商号名の記載がない中封筒を外封筒に入れている者

(6) 本工事名とは異なる工事名を記入した入札書又は工事費内訳明細書の中封筒に入れている者

- (7) 工事名、入札参加者の商号名及び代表者氏名の記入並びに使用印の押印がない入札書又は工事費内訳明細書を中封筒に入れている者
- (8) 工事費内訳明細書の積算価格と入札書の入札金額との差が1万円以上ある者
- (9) 入札金額、氏名及び印鑑について、誤脱及び判読不可能な記載をした者
- (10) 1人で2以上の入札を行った者
- (11) 本案件と同日に開札する管工事を要件とする一般競争入札（案件が災害復旧工事であるものを除く。）において、本案件より先に開札する案件を落札した者で、本案件において、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当するもの。

ア 本案件より先に開札する案件を落札した者が特定建設工事共同企業体の場合

(ア) 当該特定建設工事共同企業体の構成員を含む特定建設工事共同企業体

(イ) 当該特定建設工事共同企業体の構成員

イ 本案件より先に開札する案件を落札した者が単体企業の場合

(ア) 当該単体企業を含む特定建設工事共同企業体

(イ) 当該単体企業

1.6 落札者の決定の取消し

落札者に決定した時から契約締結の時までの間に、落札者（共同企業体の場合は、その構成員のいずれかの者）が次に掲げる要件に該当するとき、又は当該要件に基づき、佐賀市、多久市、小城市、神崎市又は吉野ヶ里町から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀中部広域連合は、一切の損害賠償の責を負わない。

(1) 贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る要件

(2) 暴力団との関係に係る要件

1.7 その他

(1) この公告に定めるもののほか、入札参加申請、入札、郵送方法及び落札者の決定方法等の事務手続並びに入札参加資格の欠格要件、入札の中止の条件等については、「佐賀広域消防局多久消防署改修（機械）工事に係る競争入札実施要領」の規定による。

(2) 本工事に係る下請負契約については、佐賀市内、多久市内、小城市内、神崎市内又は吉野ヶ里町内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。

(3) 建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を施工現場に配置すること。ただし、契約金額が4,000万円（建設工事の種類が建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合については、専任で配置すること（監理技術者にあつては、同条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置するときは、この限りでない。）。

(4) 本工事に係る契約を締結した者（当該締結した者が特定建設工事共同企業体

の場合は、当該共同企業体と同じ構成員で構成された共同企業体）が、本工事の工期と重複し、かつ、本工事の工事場所と近接している佐賀中部広域連合が発注した工事を請け負っている場合で、これらの工事の現場代理人、専任を要する建設工事における主任技術者又は監理技術者の兼任を行うときは、設計変更により本工事に係る諸経費の調整を行う。

(5) 問合せ先

ア 公告の内容に関すること。

佐賀市栄町１番１号

佐賀市総務部契約監理課

電話 ０９５２－４０－７１５２

イ 本工事の概要に関すること。

佐賀市栄町１番１号

佐賀市建設部建築住宅課

電話 ０９５２－４０－７１６７